

千代田区国際交流・協力ボランティアバンク利用規約

平成30年1月19日制定
令和2年3月25日一部改正
令和7年3月20日一部改正

第1条（目的）

本規約は、千代田区（以下「区」という。）が設置する千代田区国際交流・協力ボランティアバンク（以下「ボランティアバンク」という。）に関し、その利用条件等を定めたものです。

第2条（登録者及び利用者等）

登録者とは、登録申請し、ボランティアバンクへの登録を承認された者をいいます。

2 利用者等とは、利用申請し、ボランティアバンクの利用を承認された者又は団体をいいます。

3 区は、登録者及び利用者等が次のいずれかに該当する場合、登録及び利用について、これらを拒否又は取り消すことがあります。

- (1) 登録申請又は利用申請の内容に虚偽があった場合
- (2) 次条に定める禁止事項を行ったと認められる場合

第3条（禁止事項）

次のいずれかに該当する活動には、ボランティアバンクを利用することができません。

- (1) 営利を目的とした活動
- (2) 特定の宗教の普及や政党の支持を目的とした活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、ボランティアバンクの利用規約や法令に反する活動

第4条（登録手続等）

登録の有効期間は、登録した年度を含み、3年度間とし、再度の申請により更新ができます。

2 登録者は、区への申出により、登録内容を変更し、又は登録を取り消すことができます。

第5条（登録の取消）

次のいずれかに該当する場合には登録を取り消すこととします。

- (1) 登録者と連絡が取れなかった場合
- (2) 登録の有効期間終了後、1年間更新手続きを行わなかった場合

第6条（活動地域）

ボランティアの活動地域は、原則として千代田区内とします。

第7条（費用の負担）

ボランティアバンクへの登録は無料とします。

2 登録者が行うボランティア活動は、原則として無償とします。ただし、ボランティア活動にかかる費用（交通費、入場料、教材費等）は、利用者等が負担するものとします。

第8条（個人情報の適正管理）

登録者及び利用者等は、ボランティア活動を通じて知りえた個人情報を本人の許可なく第三者に漏らしはなりません。活動終了後も同様です。

第9条（免責）

ボランティアバンクを利用してボランティア活動を行った場合のトラブルや事故等については、当事者間で解決を図ることとし、区は責任を負わないものとします。

第10条（実施報告）

登録者及び利用者等は、ボランティア活動終了後、速やかに活動内容を区へ報告するものとします。

第11条（利用規約の変更）

区は、必要に応じて利用規約の内容を変更します。

2 利用規約を変更するときは、区は登録者に対しその内容を通知します。

3 登録者は、変更された規約に同意しない場合は、登録を取り消すことができます。ただし、規約の変更実施日までに特段の連絡がない場合は、変更された規約の内容を承諾したものとみなします。